平成２４年（フ）第２９２号
神戸市北区花山東町２番15―112号、従前の住所神戸市北区山田町下谷上字宮ノ前６番地の４　ホームズ藤原202号
債務者　金本　　聡
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１４号
神戸市長田区四番町１丁目９番地の22
債務者　浦山　和子（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１５号
神戸市長田区四番町１丁目９番地の22
債務者　半田　将樹
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６５号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番33号、前住所兵庫県三田市三輪３丁目６番21―406号
債務者　飯田　智孝
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴190番地の８、前住所福島県いわき市内郷御厩町１丁目３番地
債務者　小野　剛士
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２２３号
熊本市北区津浦町24番18号　205
債務者　山田　宇昭
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２３０号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目41番４号
債務者　山口のり子（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２３３号
熊本県上益城郡甲佐町大字早川82番地
債務者　野口　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２４４号
熊本市中央区本荘４丁目７番６号
債務者　村山　潮満
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２４５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目38番６号
債務者　井之口明洋
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２５２号
熊本市東区尾ノ上３丁目12番８号　第２清水ハイツ607号
債務者　木村　　朱
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４８号
山口市三和町17番21―702号
債務者　下園　隆雄
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
北海道北見市北進町１丁目10番４―21号
債務者　寒河江京子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
埼玉県越谷市赤山町２丁目114番地５　コーポラス会田Ｃ棟205号、旧住所埼玉県越谷市東越谷７丁目62番地
債務者　金子　広幸
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
埼玉県越谷市大字大林422番地10
債務者　木村メールダッドこと　モガニ　メールダッド
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
埼玉県越谷市弥生町６番10号　ネイティブハウス203号
債務者　池端　省志
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地５街区２棟508号
債務者　伊藤　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係